



くらしのひろば

成年年齢引下げによって・・・

18歳・19歳 がねらわれている！！



2022年4月1日から成年年齢は**18歳**に引下げられました。

親などの同意がなくてもクレジットカードやローンなどの契約ができるようになることで、いろいろな勧誘や誘惑に接する機会が増えていきます。

未成年者が法定代理人（親など）の同意なく契約した場合は、「未成年者取消権」によって原則、取り消すことができます。しかし、成人になることで法律による保護がなくなり「未成年者取消権」が使えなくなることから、若者の消費者被害の拡大が懸念されています。

悪質業者はこの状況を悪用し、社会経験の少ない高校生などの新成人をターゲットに、高額契約や借金を勧めようと今まさに狙いを付けているのです。

18歳・19歳 に気を付けてほしい消費者トラブル 最新10選

(出典：国民生活センター)

- 副業・情報商材やマルチなどの‘もうけ話’トラブル**
確実にもうかる話はありません！「簡単に稼げる」と強調する広告や勧誘をうのみにしない。
- エステや美容医療などの‘美容関連’トラブル**
その場ですぐ契約、施術をしない。施術前にリスク等の説明を十分に受けてから検討する。
- 健康食品や化粧品などの‘定期購入’トラブル**
注文前に返品・解約の条件をしっかりと確認する。低価格を強調する広告は特に気をつけよう。
- 誇大な広告や知り合った相手からの勧誘などの‘SNSきっかけ’トラブル**
相手が本当に信用できるか慎重に判断する。SNS上の広告から偽通販サイトに誘導されることも。
- 出会い系サイトやマッチングアプリの‘出会い系’トラブル**
規約をよく確認してから利用する。相手が本当に信用できるか慎重に判断する。
- デート商法などの‘異性・恋愛関連’トラブル**
相手の好意は、商品やサービスを売るための手口かも！怪しいと思ったらすぐに契約しない。
- 就活商法やオーディション商法などの‘仕事関連’トラブル**
「オーディションに合格した」など期待を持たせるトークには注意する。
- 賃貸住宅や電力の契約などの‘新生活関連’トラブル**
契約先の事業者名や連絡先、契約条件をしっかりと確認する。
- 消費者金融からの借り入れやクレジットカードなどの‘借金・クレカ’トラブル**
借金してまで契約すべきものかよく考える。リボ払いにも注意。
- スマホやネット回線などの‘通信契約’トラブル**
事業者名やサービス名、連絡先、契約内容をよく確認する。

くれぐれも
気を付けるのじゃ！



までふおん（専用ダイヤル）

若者専用

☎019-625-5250 毎月2回 受付時間 16:30～18:00

若者の消費者トラブルを防止・解決するため、**弁護士から直接助言**を受けることができる若者専用の相談電話です。（受付日程 <https://iwate-matephone.com/>）

までのすけ
Twitter



までのすけ
Facebook



「誰でも簡単に稼げる!？」 SNS の副業トラブル

事例

SNS で知り合った人に「簡単に稼げる方法を教える」と言われた。コロナ禍でアルバイトが無くなったので正直助かった!と思った。すぐに入会手続きをし、情報商材(お金儲けの為の情報)の購入とサポート契約料として18万円のカード決済をした。しかし、「月15万円の収入は確実!」と言われていたはずなのに、届いた教材は自分のスキルを上げるだけのもので、直接の収入につながるようなものではなかった。



簡単に稼げるだと? そんなうまい話など無い!!

見抜くポイント

- 「簡単に稼げる」「絶対もうかる」「誰でも高収入」といった派手な宣伝文句に注意しましょう。安易に信用せず、家族や周りの人に相談するようにしましょう。
- 情報の発信元を確認しましょう。SNSの場合は公式なのかどうか、HPの場合は運営会社がどこなのかを確認する必要があります。
- 副業の準備として情報商材や高額なサポート契約を勧められたりします。安易に契約しないようにしましょう。
- 「お金がない」と言って断ろうとしても、クレジットカードやリボ払い、学生ローン等の借金を勧めてくる場合があります。「契約しません!」とはっきり断りましょう。



サブスクの解約忘れに注意しましょう

「解約したはず!」と思い込んでいませんか?



無料トライアルの申し込み

クレジットカード番号を入力してください

□□□□ □□□□ □□□□ □□□□

※無料期間は1か月
※無料期間を過ぎて解約されない場合には、自動的に有料プラン(¥5,000/月)に移行します



動画配信アプリ サブスクリプション

1週間トライアル 無料
開始日:○月×日 ¥900/月

申し込む

サブスクのサービス例



サブスクの契約のポイント

- ①契約中はサービスを受けることが可能
→ 利用していなくても料金が発生する
- ②解約しない限り契約は自動で更新される
→ 解約しない限り支払いが続く

サブスクリプション(サブスク)とは、定額を定期的に支払うことで、一定期間、商品やサービスを利用することができるサービスです。一般的に、一度契約をすると、解約しない限り自動的に支払いが継続されます。

どうしたらいいの?

- 契約前に事業者名、無料期間、解約方法をきちんと確認しましょう。
- 申込時に入力したパスワード等は忘れずにメモしておきましょう。
- 利用していないサブスクの請求にすぐ気づけるように、カード会社等の明細は毎月確認しましょう。
- 困った時には、お住まいの消費生活センター等にご相談ください。



消費者ホットライン

188 (いやや)

(出典: 国民生活センター)

ガストーチによる火災・やけどに注意しましょう

カセットボンベを装着して高温の炎を噴出させるガストーチ。キャンプやバーベキューでの火起こしやあぶり料理などで広く使われていますが、その一方で事故が年々増えています。

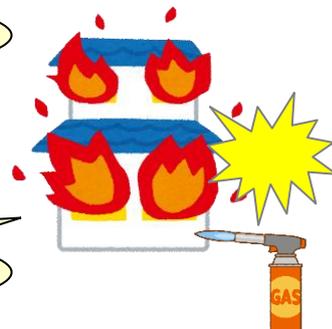
なかには、正しく使用していても、粗雑な作りによってガス漏れが生じ、やけどなどの重篤な被害や火災が起きる事例もあります。



使用後、まだ熱いトーチ部分をうっかり触ってしまった！

長期保管した古い製品を使ったら破裂してやけどした！

ガス漏れに気づかず使用したら一気に火が広がって火事に！



事故を防ぐポイント

- 取扱説明書の「警告」「注意」と表示されている内容をよく確認しましょう。
- 点火前には、ガス漏れ音や臭気、異物の付着の有無をきちんと確認・点検しましょう。
- 「屋外用」「調理用」など、使用目的や場面にあった製品を使用しましょう。
- 使用中はもちろん使用後もかなりの高温です。温度が下がるまで触れないようにしましょう。
- 保管時はトーチとカートリッジを取り外し、カートリッジにはキャップをしましょう。
- 製造元や販売元がはっきりした信頼できる製品を選びましょう。

電子メール等による通知でもクーリング・オフが可能に

クーリング・オフとは？

訪問販売や電話勧誘販売など特定の取引形態で契約した場合に、一定の期間内であれば無条件で申込みの撤回や契約の解除ができる制度です。（通信販売、店舗購入は適用外）

何が変わったの？

これまでクーリング・オフをする際は、一定期間内に「書面」で契約解除をする必要がありましたが、令和4年6月1日からは、特定商取引法の改正により「**電磁的記録**」によるクーリング・オフの通知が可能となりました。

「電磁的記録」の代表的な例としては、電子メール、ファクス、USBメモリ等の記録媒体、事業者が自社webサイトに設ける専用フォーム等による通知を行う場合があげられます。

クーリング・オフを行った証拠を残すため、送信メールの保存や専用フォーム入力画面のスクリーンショットを残すなどの対応をするようにしましょう。

クーリング・オフしたい

書面、電磁的記録での通知が可能



消費者

書面



電子メール
ファクス



専用フォーム



USBメモリ



事業者

令和3年度 単位価格表示実施状況調査結果

県では、消費者の自主的かつ合理的な商品の選択に資するため、「単位価格表示の基準」（平成18年岩手県告示）で定めた単位価格表示の対象店舗に対し、実施状況調査を行っています。

令和3年度の調査では、対象となる507店舗中、410店舗から回答があり、対象37品目中、いずれかの商品に単位価格表示を実施している店舗は224店舗（54.6%）でした。

詳しい調査結果は、県ホームページをご覧ください。

消費者にとって大きなメリットのある「単位価格表示」をおおいに活用しましょう！



商品名	豚バラ肉
内容量	236g
販売価格	349円
100gあたり	148円

◆単位価格表示とは？

商品の販売価格のほかに「100gあたり何円」「10mlあたり何円」というように計量単位当たりの価格を併せて表示することにより、消費者が商品を購入する際に価格を比較し、商品選択の利便を図るための表示です。岩手県では、まぐろや精肉、粉ミルク、合成洗剤など、37品目を対象としています。

岩手県消費生活サポーターアンケート結果のお知らせ

県では、消費生活サポーターを募集しており、登録いただいた方々には3カ月毎に消費生活に関する情報をお送りしております。このたび、消費生活サポーターの皆様を対象にアンケートを実施し、その結果を県ホームページに掲載しました。サポーターの活動の様子をご紹介しながら、いただいたご意見は今後の取組みに活かしていきます。

御協力いただきました消費生活サポーターの皆様、大変ありがとうございました！

各種問い合わせ先

消費生活相談ダイヤル

☎019-624-2209

受付時間 【平日】 9:00～17:30
【土日】 10:00～16:00

消費生活相談メール

✉syohi@pref.iwate.jp

受付時間 24時間対応

令和4年2月からメールでの相談受付を開始しました。

相談員が相談内容を確認のうえ、電話で回答します。

電話・来所での相談が難しい方はぜひご利用ください。

岩手県消費生活相談 メール 検索

交通事故相談ダイヤル

☎019-624-2244

受付時間 【平日】 9:00～17:30

消費者ホットダイヤル ☎188 (いやや)

お近くの消費生活センターや相談窓口につながります。

「困ったな・・・」「どうしよう・・・」少しでも不安に思ったら、

一人で悩まず、
まずはご相談ください。



バス停

- ① 啄木新婚の家口
- ② 商工中金前
- ③ 大通三丁目



岩手県立県民生活センター

〒020-0021

岩手県盛岡市中央通 3-10-2

TEL:019-624-2586 (事務専用)

FAX:019-624-2790

※年末年始・祝日休み

岩手県立県民生活センター

検索